相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和９年１月４日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和９年１月４日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和８年９月４日

相模原市長　本村　賢太郎

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　　称　　コトエ橋本

所　在　地　　相模原市緑区西橋本五丁目４番地４

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称　　大和ハウス工業株式会社

代　表　者　　代表取締役　大友　浩嗣

住　　所　　大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号

３　変更した事項

（１）大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
（仮称）西橋本リブネスプロジェクト	コトエ橋本

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
未定 他未定１９社	株式会社ヤオコー 代表取締役　川野　澄人 埼玉県川越市新宿町１丁目１０番地１ ほか　１１者

４　変更の年月日

（１）令和８年５月２１日

（２）令和８年５月２１日

５　届出年月日

令和８年８月１８日

６　縦覧期間

令和８年９月４日から令和９年１月４日まで

７　縦覧場所及び意見の提出先

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

相模原市役所環境経済局経済部産業支援・雇用対策課